

名称：「ロクラクⅡ」事件
平成 21(受)788 著作権侵害差止等請求事件
平成 23 年 01 月 20 日 最高裁判所第一小法廷
判決：破棄差戻し
関連条文：著作権法 21 条、同法 98 条
キーワード：複製権

〔概要〕

上告人らは、「ロクラクⅡ」を用いたサービスを提供する被上告人に対し、当該サービスが各上告人の複製権を侵害するとして、当該サービスの差止め並びに損害賠償の支払を求めたが、原審が上告人らの請求を棄却したため、その取り消しを求めて上告した。

〔争点〕

上記サービスにおいて複製行為をしているのが被上告人といえるか否か。

〔東京地裁の一審判決〕 ⇒ 請求認容

親機ロクラクは、本件サービスを成立させる重要な意味を有する複製機能を有する機器であり、被告（被上告人）は、親機ロクラクの設置場所を提供するなど、複製行為を管理、支配している。

〔知財高裁の二審判決〕 ⇒ 一審を取り消し

仮に親機ロクラクが被上告人の管理、支配する場所に設置されていたとしても、被上告人の本件サービスは、利用者による適法な複製行為の実施を容易にするための環境や条件を提供しているにすぎず、被上告人が複製行為をしているとはいえない。

〔最高裁の判決〕 ⇒ 原審（二審）破棄、差し戻し

放送番組等の複製物を取得することを可能にするサービスにおいて、サービスを提供する者（以下「サービス提供者」という。）が、その管理、支配下において、テレビアンテナで受信した放送を複製の機能を有する機器（以下「複製機器」という。）に入力していて、当該複製機器に録画の指示がされると放送番組等の複製が自動的に行われる場合には、その録画の指示を当該サービスの利用者がするものであっても、サービス提供者はその複製の主体であると解するのが相当である。すなわち、複製の主体の判断に当たっては、複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等の諸要素を考慮して、誰が当該著作物の複製をしているといえるかを判断するのが相当であるところ、上記の場合、サービス提供者は、単に複製を容易にするための環境等を整備しているにとどまらず、その管理、支配下において、放送を受信して複製機器に対して放送番組等に係る情報を入力するという、複製機器を用いた放送番組等の複製の実現における重要な行為をしており、複製時におけるサービス提供者の上記各行為がなければ、当該サービスの利用者が録画の指示をしても、放送番組等の複製をすることはおよそ不可能なのであり、サービス提供者を複製の主体というに十分であるからである。

〔コメント〕

判決文には、カラオケ法理が一人歩きしている点、原審では侵害者の認定に当たって総合的視点を欠いていた点が、述べられた裁判長の補足意見が付されており、興味深い。

以上